

平成29年9月29日

保護者各位

福井南特別支援学校長

## インフルエンザの対応について

早秋の候、保護者の皆様には、ますます御健勝のことと存じます。

日ごろは、本校の保健活動に御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、県内では9月の上旬からインフルエンザの発症者が出始め、中旬には早くも流行期に入ったと注意喚起がありました。本校では、インフルエンザにかかることにより症状が重症化しやすい基礎疾患を抱えている児童生徒が在籍するため、インフルエンザ発症時は学校医と相談し、下記のとおり対応します。今後、対応の変更があればその都度お知らせをしますので、御理解、御協力のほどよろしくお祈いします。

### 記

#### 1 お子様がインフルエンザを発症した場合

①学校へ御連絡ください。

(連絡内容…症状、受診した医療機関、診断の結果、欠席期間の見通しなど。)

②出席停止となります。

期間：発症後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで(詳細は裏面参照)。

#### 2 お子様がインフルエンザの濃厚接触者になった場合

##### ●濃厚接触者とは…

インフルエンザにかかった人が発熱した24時間前にさかのぼって、密閉された閉鎖的空間(教室、スクールバス、寄宿舍、放課後支援などの施設、家庭)で共に活動していた人全て。お子様が濃厚接触者になった場合、担任から連絡します。

##### ①マスクの着用と別室対応

- ・学 校：濃厚接触者は、発症者との最終接触後48時間、マスクを着用して通常活動をします。マスクの着用ができない場合は、別室対応とします。給食は別室で食べます。
- ・スクールバス：スクールバスを利用しているお子様で、マスクの着用が難しい場合は、送迎をお願いします。
- ・寄 宿 舎：基本的には学校と同じ対応ですが、入浴時や就寝時のマスク着用が困難な時間帯は、別室対応とします。ただし、濃厚接触者の人数などで、状況に応じて別室で対応ができない場合は、その都度お知らせをします。

##### ②定期的な健康観察

インフルエンザは発熱時が最も他者への感染を広げやすいため、定期的(原則、朝の会時・10時・昼食前・14時・帰りの会時)に検温をし、発熱の有無を把握します。発熱などの症状が見られた場合は、別室で休養し、保護者に連絡します。

#### 3 その他






①御家庭内でインフルエンザ発症者がいる場合も学校に御連絡ください。

②学校で使用するマスクを、鞆に常時5枚入れておいてください。

③御家庭で、朝の検温・健康観察を十分に行ってください。

④学校で発症者が出た場合には、その都度緊急メール等で学部・発症者数のみを連絡させていただきます。

# 「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後	
						発熱	出席停止
Aくん 	発熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Bくん 	発熱	発熱	解熱 後1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Cさん 	発熱	発熱	発熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Dさん 	発熱	発熱	発熱	解熱 後1日目	解熱後 2日目	登校可能	登校可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Eくん 	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱後 1日目	登校可能	登校可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。